



## 意識を高め法令を遵守

今回の不適切な事務処理問題では、市民の皆様からの信頼を著しく失墜し、多大なご迷惑をお掛けしましたことを改めて深くおわび申し上げます。また、この問題が発覚してから1年9カ月にも及ぶ中で、情報提供が進まなかったことに対しても、重ねて深くおわび申し上げます。

本件は、極めて不適切な事務処理が複数発覚したものです。誠に遺憾であり、市民の皆様に対して本当に申し訳なく思っております。顧問弁護士からは、市職員の規範意識・倫理意識の欠如が、今回の不適切な事務処理問題につながった大きな原因の一つであり、行政対象暴力の典型的事例であるとの指摘も受けました。

今後、市は、市民が被った被害額を、損害として賠償責任を負うべき者に賠償を求め、その賠償請求に応ずると思われない者に対しては、損害賠償請求訴訟をします。また不適切な事務処理事件に関わった21人の職員を処分しました。

この事件の発生原因は、不当要求に屈してしまった組織体制の未整備と市職員の規範意識・倫理意識の欠如です。市では、現在に至るまで、再発防止策の取り組みをしてきました。公務員として法令を遵守し公正な職務を遂行することは、当然のことです。

再びこのような事件を起こさないために、法令遵守の推進に向けての組織的取り組みと職員個々のコンプライアンス意識の高揚が必要不可欠です。今後、法令遵守推進を図るための方策を多方面から講じ、市民の皆様方からの信頼を一日でも早く取り戻せるよう努力してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

恵那市長 可知義明

## 不適切な事務処理問題の経過とおわび

# 再発防止に向けて

市では、平成23年7月8日、大井町丸池地内の工事請負契約などで不適切な事務処理が複数発覚しました。この事件では、発生日から長時間が経過していたことや、関係者が多数いたこと、刑事事件となったことから慎重な対応が求められ、市民への報告が遅れています。さらに市では、今後、損害賠償請求訴訟を控えているため、事件の詳細や訴訟に絡む事項の報告は、先送りにせざるを得ない状況です。市民の皆様からの信頼を著しく損なう事件が発生したことについて、心から深くおわびを申し上げるとともに、徹底した再発防止に取り組めます。



▶記者会見で事件の謝罪をする市長(中央)

## 事件の経過 工事費などを不適切に支出

本件は、平成23年2月28日に市議会議員から市長に対して、大井町丸

池地内での工事請負契約などについて不適切な事務処理があったと考えられることから、詳細な調査を実施するよう申し入れがありました。これを受け市では、内部調査を開

始しました。調査は、客観的で公平、公正な観点から外部による調査が必要であると判断し、同年5月30日に3人の弁護士から構成する「市事務手続外部調査委員会」を立ち上げて

調査を始めました。同年7月8日には、同委員会から市長に調査報告書が提出され、事実として極めて不適切な事務処理が複数発覚しました。

不適切な事務処理とは、県が設置すべき東雲バイパス事業に伴う仮設迂回路設置費用を市が負担してしまったり、開発業者が負担すべき道路仕上げ工事費用や農業排水路工事費用などを市が負担してしまったり、また調査を進める中で、同委員会から指摘された事実の他に、新たな不適切な事務処理の事実も確認されました。顧問弁護士からは、この事実が、今回の不適切な事務処理問題につながった大きな原因の一つであり、行政対象暴力の典型的事例であるとの指摘も受けました。

今後市は、市民が被った被害額を損害として、賠償責任を負うべき者に賠償を求め、その賠償請求に応ずると思われない者に対して、損害賠償請求訴訟をしていきます。

今回の事件は、刑事事件となったために慎重な対応が求められ、市民の皆様への情報提供を控えさせていたいただきました。以前から刑事事件が解決した後は、市民の皆様から事件の全容を明らかにしていくこととしていました。

しかし今回、民事訴訟に臨むに当たり、顧問弁護士と検討した結果、訴訟維持の観点から、事件の詳細や

訴訟に絡む事項については、情報提供を控えることとしました。何とぞご理解を賜りますようお願いいたします。訴訟終了後には、事件の詳細を公表します。

## 職員の処分 職員21人を懲戒などの処分

これらの不適切な事務処理事件に関わった職員は、退職者も含めて29人でした。

3月8日、このうち、現市職員の21人を次のように処分しました。  
□処分内容と人数  
▽懲戒処分(停職・減給) 17人  
▽訓告処分 3人  
▽文書による嚴重注意処分 6人  
▽口頭による嚴重注意処分 5人

また職員を指揮監督する立場として、市長は平成24年3月の市議会です謝罪するとともに、給与を半年間、30割削減するように提案。同3月分から適用しました。また同様に、副市長は、平成24年12月の市議会です謝罪するとともに、給与を3カ月間、50割削減するように提案。本年1月から適用しました。

## 損害賠償請求訴訟 開発業者や請負業者に請求

市民が被った被害額は、外部調査委員会の調査報告書によると、最大で1841万2468円に及ぶ

可能性があるとされました。しかし、市と市の顧問弁護士が再度検証し総合的に判断した結果、損害賠償請求が可能な額を1205万1971円としました。

市は、外部調査委員会から指摘された不適切な事務処理による支出と指摘されたもののうち、開発業者と実際に工事を請け負った業者の不法行為による損害と判断した支出額(約1050万円)を、両者に対して、損害賠償請求訴訟として提起していきます。

## 再発防止 組織的取り組みと法令遵守

市では、今回の事件は、外部からの強い不当な圧力に対し、組織として対応する体制が不十分であったことが最大の発生要因であったと考えています。

この事件の経験を踏まえ、市では、再発防止策として、平成24年1月、「市法令遵守の推進等に関する条例」を制定しました。

この条例は、事件の再発防止に向けて組織的に対応する仕組みを整備し、職員をはじめ、市民に対しても法令遵守に組織的に取り組む体制を明らかにし、健全な組織運営を行うっていくことで、再び市民から信頼さ

れる市政の確立を目指すものとしての決意を表明するものです。

本市の法令遵守体制を組織に浸透させていくためには、地方公務員法を遵守するための具体的な制度を設け、組織として普遍的に取り組んでいくことが不可欠です。

市では、昨年7月、新たに総務部内に法令監理室を創設。法令遵守責任者と危機管理責任者を任命し、組織的に法令遵守に取り組む体制を整備しました。職員は、研修を重ね、特定要求行為(不当要求行為)への対処方法と公益通報制度について理解を一層深めています。市では、次の基本的方針を定めています。

第一に、不当要求には市政の公正性の確保のため、一貫して毅然とした態度で臨み絶対に応じません。  
第二に、不当要求には一職員を矢面に立たせず、上司に報告。上司は「市法令遵守の推進等に関する条例」に従って行動するなど、組織で一丸となり対応します。また総務課へ速やかに報告や連絡を行い、情報の共有を図ります。  
第三に、職員に不当な要求で切迫した危険があると思われる場合を想定して、各課などで、警察への通報体制を常に確保しています。

この三つの基本的方針に基づき、二度と今回のような事件が起こらないよう徹底していきます。

※1 コンプライアンス=社会規範に反することなく、公正で公平に業務を遂行すること

※2 訓告処分=職員の服務義務違反の責任を確認し、将来を戒める処分